

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3672066号
(P3672066)

(45) 発行日 平成17年7月13日(2005.7.13)

(24) 登録日 平成17年4月28日(2005.4.28)

(51) Int. Cl.⁷

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 3 2 2

G06F 17/60 5 1 2

請求項の数 11 (全 19 頁)

(21) 出願番号	特願平9-249128	(73) 特許権者	500170249
(22) 出願日	平成9年9月12日(1997.9.12)		株式会社ウェブマネー
(65) 公開番号	特開平11-85863		東京都渋谷区恵比寿一丁目2 3番2 3号
(43) 公開日	平成11年3月30日(1999.3.30)	(74) 代理人	100095407
審査請求日	平成14年1月24日(2002.1.24)		弁理士 木村 満
		(74) 代理人	100098442
			弁理士 木村 美穂子
		(74) 代理人	100104916
			弁理士 古溝 聡
		(74) 代理人	100110135
			弁理士 石井 裕一郎
		(74) 代理人	100109449
			弁理士 毛受 隆典

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 取引予約システム及び記録媒体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークと、前記ネットワークに接続された予約管理手段と、前記ネットワークに接続された予約受付手段と、前記ネットワークに接続された予約申込手段とからなる取引予約システムであって、

前記予約申込手段は、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報と、前記予約の申込を行う申込者を特定する情報と、前記予約に係る契約の対象である商品を選択する指示とを入力し、前記ネットワークを介して前記予約受付手段に前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記指示により選択された商品を示す商品情報を出力する手段を備え、

前記予約受付手段は、

前記予約申込手段より前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記商品情報を入力し、入力した当該予約権情報を前記予約管理手段に出力する手段と、

入力した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を前記予約管理手段より入力したとき、契約の予約条件を表す予約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記予約申込手段及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約受付手段は、前記予約申込手段より入力した商品情報が示す商品、及び、前記予約申込手段より入力した、前記申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものであり、

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使され

たことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、前記予約受付手段より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別し、当該条件が満たされていると判別したときに、前記承諾許可情報を前記予約受付手段に出力する手段と、

前記予約内容情報を前記予約受付手段より入力したとき、当該予約内容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のための決済用装置に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする取引予約システム。

【請求項 2】

10

前記決済用装置より構成される予約照合手段を更に備え、

当該予約照合手段は、

前記予約管理手段が出力した予約内容情報及び予約権情報を入力し、互いに対応付けて記憶する手段と、

外部より前記予約内容情報を入力して、当該予約内容情報に対応付けられた予約権情報を自己が記憶しているか否かを判別し、記憶していると判別したとき、前記予約履行が許される旨を表す情報を外部に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の取引予約システム。

【請求項 3】

前記予約照合手段は更に、前記予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約権情報を消去する手段を備える、

20

ことを特徴とする請求項 2 に記載の取引予約システム。

【請求項 4】

前記予約管理手段は更に、前記予約受付手段より入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という前記条件が満たされていると判別したとき、当該権利が過去に行使されたことを示す情報を前記記憶領域に記憶する手段を備える、

ことを特徴とする請求項 1、2 又は 3 に記載の取引予約システム。

【請求項 5】

前記予約照合手段は更に、前記予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約管理手段に、当該予約権情報を出力する手段を備え、

30

前記予約管理手段は、自己が記憶する予約権情報のうち、前記予約照合手段より入力した予約権情報に合致するものを消去する手段を備える、

ことを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の取引予約システム。

【請求項 6】

ネットワークと、前記ネットワークに接続された予約管理手段と、前記ネットワークに接続された予約申込手段とからなる取引予約システムであって、

前記予約申込手段は、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報と、前記予約の申込を行う申込者を特定する情報と、前記予約に係る契約の対象である商品を選択する指示とを入力し、前記ネットワークを介して前記予約受付手段に前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記指示により選択された商品を示す商品情報を出力する手段を備え、

40

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、外部の予約受付装置より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別し、当該条件が満たされていると判別したときに、入力した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を前記予約受付装置に出力する手段と、

契約の予約条件を表す予約内容情報を前記予約受付装置より入力したとき、当該予約内

50

容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のため外部に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする取引予約システムに、前記ネットワークを介して接続されたコンピュータを、

前記予約申込手段より前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記商品情報を入力し、入力した当該予約権情報を前記予約管理手段に出力する手段と、

前記承諾許可情報を前記予約管理手段より入力したとき、契約の予約条件を表す前記予約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記予約申込手段及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約申込手段より入力した商品情報が示す商品、及び、前記予約申込手段より入力した、前記申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものである、 10

ことを特徴とする前記予約受付装置として機能させるためのプログラムを記録することを特徴とする記録媒体。

【請求項7】

予約管理手段と、予約受付手段とより構成される取引予約システムであって、

前記予約受付手段は、

外部の装置より、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報、当該予約の申込者を特定する情報、及び当該予約に係る契約の対象である商品を表す商品情報を外部のネットワークを介して取得し、当該予約権情報を外部のネットワークを介して前記予約管理手段に供給する手段と、 20

前記予約管理手段より、前記外部の装置から取得した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を取得し、当該承諾許可情報に回答して、前記契約の予約条件を表す予約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記外部の装置及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約受付手段は、前記外部の装置より取得した商品情報が示す商品、及び、前記外部の装置より取得した、前記予約の申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものであり、

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、前記予約受付手段より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別する手段と、 30

当該条件が満たされていると判別したときに、外部のネットワークを介して前記予約受付手段に承諾許可情報を供給する手段と、

前記予約内容情報を前記予約受付手段より入力したとき、当該予約内容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のための決済用装置に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする取引予約システム。 40

【請求項8】

前記決済用装置より構成される予約照合手段を更に備え、

当該予約照合手段は、

前記予約管理手段が出力した予約内容情報及び予約権情報を入力し、互いに対応付けて記憶する手段と、

前記予約照合手段は、外部より予約内容情報を取得して、当該予約内容情報に対応付けられた予約権情報を自己が記憶しているか否かを判別し、記憶していると判別したとき、前記予約の履行が許される旨を表す情報を外部に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする請求項7に記載の取引予約システム。

【請求項9】

前記予約照合手段は更に、予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、当該予約権情報を消去する手段を備える、

ことを特徴とする請求項 8 に記載の取引予約システム。

【請求項 10】

前記予約管理手段は更に、前記予約受付手段より入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という前記条件が満たされていると判別したとき、当該権利が過去に行使されたことを示す情報を前記記憶領域に記憶する手段を備える、

ことを特徴とする請求項 7、8 又は 9 に記載の取引予約システム。

【請求項 11】

前記予約照合手段は、予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約管理手段に、当該予約権情報を出力する手段を更に備え、

前記予約管理手段は、前記予約照合手段が出力した予約権情報を取得し、自己が記憶する予約権情報のうち、前記予約照合手段より入力した予約権情報に合致するものを消去する手段を備える、

ことを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の取引予約システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、取引システムに関し、特に取引の予約を取り扱う取引予約システムに関する

【0002】

【従来の技術】

従来、取引の予約を行うときは、例えば、予約券等の券片を発行し、券片と引き替えに、本来の契約内容の履行が行われるという手法が行われていた。

また、他の手法としては、クレジットカード等を用いた信用取引の手法が行われていた。これは、クレジットカードの番号を、例えば金融機関の特定の口座に対応付け、契約の締結から所定の期間後に、その口座から代金を引き落とすものである。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上述の、券片を発行する手法は、コンピュータネットワーク上での契約には用いることができない。

その上、この手法では、物理的に管理する必要がある券片では紛失の危険性が高いにも拘わらず、当該券片が紛失され、契約の存在を証明する証拠が他にない場合は、契約の履行が事実上期待できなくなり、契約が履行されない危険性が高くなる。

また、券片が不正に取得された場合は、商品の不正取得も容易に行われ得るし、券片が盗取等された場合は、盗取した者等が容易に商品の不正な給付を受け得る。

【0004】

また、クレジットカード等を用いた信用取引による場合は、代金債務者の匿名性を保ち難いため、匿名性が求められる取引には用い難い。

すなわち、クレジットカードの番号は、上述の通り、金融機関の特定の口座等に対応付けられており、該口座自体を匿名の口座としない限り、代金債務者は容易に特定される。

【0005】

上述の問題を回避する方法としては、例えば、暗証番号に所定の残高を表す点数を対応付けて、該暗証番号を記録したプリペイドカードを流通させ、契約の際に、各暗証番号の点数を管理するホストコンピュータ等に該暗証番号が送信され、そのとき該商品の対価等に相当する分の点数が減らされるようにする、という手法を考えることができる。

【0006】

プリペイドカードの取引は、典型的には売買の形で行われ、該取引の当事者の匿名性を保つことが容易であるので、このような手法によれば、暗証番号が電子的象徴として送信さ

10

20

30

40

50

れる際に、匿名性が維持されるようにすることが容易である。

【0007】

しかし、この手法によった場合、その暗証番号が該取引の当事者以外に知られれば容易に盗用され得る。このため、代金債務者の財産の安全が図り難いという問題がある。

【0008】

この発明は上記実状に鑑みてなされたもので、代金等を支払うべき者を特定する情報を知った第三者等が商品等の給付を不正に受けることが防止され、また、代金等を支払うべき者の匿名性が保たれる取引予約システム、及び、そのような取引予約システムを実現するためのプログラムを記録した記録媒体を提供することを目的とする。

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、この発明の第1の観点にかかる取引予約システムは、ネットワークと、前記ネットワークに接続された予約管理手段と、前記ネットワークに接続された予約受付手段と、前記ネットワークに接続された予約申込手段とからなる取引予約システムであって、

前記予約申込手段は、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報と、前記予約の申込を行う申込者を特定する情報と、前記予約に係る契約の対象である商品を選択する指示とを入力し、前記ネットワークを介して前記予約受付手段に前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記指示により選択された商品を示す商品情報を出力する手段を備え、

前記予約受付手段は、

前記予約申込手段より前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記商品情報を入力し、入力した当該予約権情報を前記予約管理手段に出力する手段と、

入力した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を前記予約管理手段より入力したとき、契約の予約条件を表す予約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記予約申込手段及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約受付手段は、前記予約申込手段より入力した商品情報が示す商品、及び、前記予約申込手段より入力した、前記申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものであり、

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、前記予約受付手段より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別し、当該条件が満たされていると判別したときに、前記承諾許可情報を前記予約受付手段に出力する手段と、

前記予約内容情報を前記予約受付手段より入力したとき、当該予約内容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のための決済用装置に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする。

【0010】

このような取引予約システムによれば、前記予約権情報と前記申込者を特定する情報とは、前記予約内容情報が生成されるまで相互に対応付けられない。このため、前記予約の申込を行う者の匿名性が保たれる。

また、前記承諾許可情報が、予約権情報が有効であり従って前記申込者が前記予約を行うことが許されることを示すものであるであれば、前記予約内容情報が、前記申込者と対応付けられる。このため、前記予約内容情報を提示した者が何者であるかに拘わらず、商品等の給付は前記申込者に行われる。このため、前記第三者等が商品等の給付を不正に受けることが防止される。

なお、本発明において、商品とは、役務（サービス）を含めた概念である。

【0011】

10

20

30

40

50

前記取引予約システムは、

前記決済用装置より構成される予約照合手段を更に備え、

当該予約照合手段は、

前記予約管理手段が出力した予約内容情報及び予約権情報を入力し、互いに対応付けて記憶する手段と、

外部より前記予約内容情報を入力して、当該予約内容情報に対応付けられた予約権情報を自己が記憶しているか否かを判別し、記憶していると判別したとき、前記予約履行が許される旨を表す情報を外部に出力する手段と、を備えるものとするれば、前記取引予約システムにより、予約の履行の可否が確認され、虚偽の前記予約内容情報の使用が防止される。

10

【0012】

前記予約照合手段は更に、前記予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約権情報を消去する手段を備えるものであってもよい。これにより、前記予約の履行が重複して行われることが防止される。

【0013】

前記予約管理手段は更に、前記予約受付手段より入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という前記条件が満たされていると判別したとき、当該権利が過去に行使されたことを示す情報を前記記憶領域に記憶する手段を備える、ものであってもよいし、また、

20

前記予約照合手段は更に、前記予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約管理手段に、当該予約権情報を出力する手段を備え、

前記予約管理手段は、自己が記憶する予約権情報のうち、前記予約照合手段より入力した予約権情報に合致するものを消去する手段を備えるものであってもよい。

これにより、前記予約を行う権利（予約権）の行使が重複して行われることが防止される。

【0015】

また、この発明の第2の観点にかかる記録媒体は、

ネットワークと、前記ネットワークに接続された予約管理手段と、前記ネットワークに接続された予約申込手段とからなる取引予約システムであって、

30

前記予約申込手段は、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報と、前記予約の申込を行う申込者を特定する情報と、前記予約に係る契約の対象である商品を選択する指示とを入力し、前記ネットワークを介して前記予約受付手段に前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記指示により選択された商品を示す商品情報を出力する手段を備え、

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、外部の予約受付装置より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別し、当該条件が満たされていると判別したときに、

40

入力した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を前記予約受付装置に出力する手段と、

契約の予約条件を表す予約内容情報を前記予約受付装置より入力したとき、当該予約内容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のため外部に出力する手段と、を備える、

ことを特徴とする取引予約システムに、前記ネットワークを介して接続されたコンピュータを、

前記予約申込手段より前記予約権情報、前記申込者を特定する情報及び前記商品情報を入力し、入力した当該予約権情報を前記予約管理手段に出力する手段と、

前記承諾許可情報を前記予約管理手段より入力したとき、契約の予約条件を表す前記予

50

約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記予約申込手段及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約申込手段より入力した商品情報が示す商品、及び、前記予約申込手段より入力した、前記申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものである、

ことを特徴とする前記予約受付装置として機能させるためのプログラムを記録することを特徴とする。

【0016】

この発明の第2の観点にかかる記録媒体に記録された前記プログラムが前記コンピュータにより実行されれば、前記取引予約システムにおいて、前記予約権情報と前記申込者を特定する情報とは、前記予約内容情報が生成されるまで相互に対応付けられない。このため、前記予約の申込を行う者の匿名性が保たれる。

10

また、前記承諾許可情報が、予約権情報が有効であり従って前記申込者が前記予約を行うことが許されることを示すものであれば、前記予約内容情報が、前記申込者と対応付けられる。このため、前記予約内容情報を提示した者が何者であるかに拘わらず、商品等の給付は前記申込者に行われる。このため、前記第三者等が商品等の給付を不正に受けることが防止される。

また、この発明の第3の観点にかかる取引予約システムは、

予約管理手段と、予約受付手段とより構成される取引予約システムであって、

前記予約受付手段は、

20

外部の装置より、契約締結の予約を行う権利を表す予約権情報、当該予約の申込者を特定する情報、及び当該予約に係る契約の対象である商品を表す商品情報を外部のネットワークを介して取得し、当該予約権情報を外部のネットワークを介して前記予約管理手段に供給する手段と、

前記予約管理手段より、前記外部の装置から取得した当該予約権情報が有効であることを示す承諾許可情報を取得し、当該承諾許可情報に回答して、前記契約の予約条件を表す予約内容情報を生成し、当該予約内容情報を前記外部の装置及び前記予約管理手段に出力する手段と、を備え、

前記予約受付手段は、前記外部の装置より取得した商品情報が示す商品、及び、前記外部の装置より取得した、前記予約の申込者を特定する情報が示す申込者を表す情報を暗号化することにより前記予約内容情報を生成するものであり、

30

前記予約管理手段は、

予め生成された前記予約権情報を記憶し、当該予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を記憶するための記憶領域を備えており、前記予約受付手段より前記予約権情報を入力し、当該入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という条件が満たされているか否かを判別する手段と、

当該条件が満たされていると判別したときに、外部のネットワークを介して前記予約受付手段に承諾許可情報を供給する手段と、

前記予約内容情報を前記予約受付手段より入力したとき、当該予約内容情報と、前記条件が満たされていると判別された予約権情報とを、決済のための決済用装置に出力する手段と、を備える、

40

ことを特徴とする。

前記取引予約システムは、前記決済用装置より構成される予約照合手段を更に備えてもよく、当該予約照合手段は、前記予約管理手段が出力した予約内容情報及び予約権情報を入力し、互いに対応付けて記憶する予約照合手段と、外部より予約内容情報を取得して、当該予約内容情報に対応付けられた予約権情報を自己が記憶しているか否かを判別し、記憶していると判別したとき、前記予約の履行が許される旨を表す情報を外部に出力する手段と、を備えるものであってもよい。

前記予約照合手段は更に、予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、当該予約

50

権情報を消去する手段を備えるものであってもよい。

前記予約管理手段は更に、前記予約受付手段より入力された予約権情報を自己が記憶し、且つ、当該入力された予約権情報が表す権利が過去に行使されたことを示す情報を自己が記憶していない、という前記条件が満たされていると判別したとき、当該権利が過去に行使されたことを示す情報を前記記憶領域に記憶する手段を備えるものであってもよい。

あるいは、前記予約照合手段は、予約権情報を自己が記憶していると判別したとき、前記予約管理手段に、当該予約権情報を出力する手段を更に備えるものであってもよく、この場合、前記予約管理手段は、前記予約照合手段が出力した予約権情報を取得し、自己が記憶する予約権情報のうち、前記予約照合手段より入力した予約権情報に合致するものを消去する手段を備えるものであってもよい。

10

【0017】

【発明の実施の形態】

以下、この発明の実施の形態にかかる取引予約システムを説明する。

図1は、この発明の実施の形態にかかる取引予約システムの構成の一例を示す。

図示するように、この取引予約システムは、予約管理サイト1と、予約受付サイト2と、予約申込サイト3と、決済サイト4と、ネットワーク5とより構成される。

【0018】

ネットワーク5は、例えばインターネット等からなり、予約管理サイト1、予約受付サイト2及び予約申込サイト3相互間の接続を媒介する。

【0019】

予約管理サイト1は、コンピュータ11と、外部記憶装置12と、ネットワークアクセス装置13とより構成される。予約管理サイト1には、ネットワーク5が予約管理サイト1を特定するための固有のアドレスが付されている。ネットワーク5がインターネットである場合、該アドレスは、例えば、URL(ユニフォームリソースロケータ)である。

コンピュータ11は、ターミナルアダプタ等からなるネットワークアクセス装置13を介してネットワーク5に接続されている。そして、ネットワーク5を経由して接続した予約申込サイト3より後述の識別符号71を入力し、後述する予約管理プログラム62と、予約内容照会プログラム65bを実行する。

外部記憶装置12は、ハードディスク装置等からなり、コンピュータ11の制御に従って、データの記憶、消去及び記憶内容の出力を行う。

20

30

【0020】

予約受付サイト2は、ネットワーク5に接続されており、コンピュータ21と、外部記憶装置22と、ネットワークアクセス装置23とより構成される。予約受付サイト2には固有のアドレスが付されている。

コンピュータ21は、ターミナルアダプタ等からなるネットワークアクセス装置23を介してネットワーク5に接続されている。そして、ネットワーク5を経由して接続した予約申込サイト3より識別符号71を入力し、後述する予約受付プログラム63を実行する。

外部記憶装置22は、ハードディスク装置等からなり、コンピュータ21の制御に従って、データの記憶、消去及び記憶内容の出力を行う。

【0021】

予約申込サイト3は、制御部31と、外部記憶装置32と、ネットワークアクセス装置33と、表示装置34と、入力装置35とより構成される。予約申込サイト3には固有のアドレスが付されており、更に該アドレスは特定の操作者に固有のものとして与えられている。

40

【0022】

制御部31は、中央処理装置(CPU)等からなり、モデム等からなるネットワークアクセス装置33を介してネットワーク5に接続されており、後述する予約申込プログラム64、ネットワーク接続プログラム61a~61cを実行する。

外部記憶装置32は、ハードディスク装置等からなり、制御部31の制御に従って、データの記憶、消去及び記憶内容の出力を行う。

50

入力装置 35 は、キーボード、マウス等からなる。入力装置 35 は、操作者が入力を行うために用いられ、入力された情報を表す信号を制御部 31 に出力する。

【0023】

決済サイト 4 は、POS (Point-Of-Sale) システム等からなり、モデム等のネットワークアクセス装置と、キーボード等からなる入力部とを備え、ネットワークアクセス装置を介してネットワーク 5 に接続されている。

決済サイト 4 は、後述する予約内容リスト 74 を記憶し、ネットワークアクセス装置を介して外部より予約内容コード 73 を入力する。そして、ネットワークアクセス装置を介して入力した予約内容コード 73 を、予約内容リスト 74 に追加する。

また、決済サイト 4 は、商品の受取人等が入力部を用いて予約内容コード 73 を入力し、予約の履行を要求したときなどに、後述する予約内容照会プログラム 64 を実行する。

10

【0024】

この取引予約システムは、論理的には、図 2 に示すように、ネットワーク接続プログラム 61a ~ 61c と、予約管理プログラム 62 と、予約受付プログラム 63 と、予約申込プログラム 64 と、予約内容照会プログラム 65a、65b と、識別符号 71 と、識別符号リスト 72 と、予約内容コード 73 と、予約内容リスト 74 とより構成される。

【0025】

ネットワーク接続プログラム 61a ~ 61c は、予約管理サイト 1、予約受付サイト 2 及び予約申込サイト 3 の外部記憶装置 12、22、32 に格納されており、コンピュータ 11、21 及び制御部 31 により読み出され、実行される。

20

ネットワーク接続プログラム 61a ~ 61c は、ネットワークアクセス装置 13、13、33 を制御して、コンピュータ 11、21 及び制御部 31 を、ネットワーク 5 を介して互いに接続させる。

【0026】

予約管理プログラム 62 は、予約管理サイト 1 の外部記憶装置 12 に格納されており、コンピュータ 11 により読み出され、実行される。

予約管理プログラム 62 は、予約受付サイト 2 の制御部 21 よりコンピュータ 11 に入力される識別符号 71 に基づいて、その識別符号 71 が有効であるか否かを判別し、予約申込サイト 3 に判別の結果を通知する。

【0027】

予約受付プログラム 63 は、予約受付サイト 2 の外部記憶装置 22 に格納されており、コンピュータ 21 により読み出され、実行される。

30

予約受付プログラム 62 は、予約申込サイト 3 の制御部 31 よりコンピュータ 11 に入力される識別符号 71 に基づいて、予約内容コード 73 を発生するか否かを判別する。

そして、予約内容コード 73 の発生を決定したときは予約内容コード 73 を発生し、ネットワーク 5、予約管理サイト 1 を介して決済サイト 4 に送る。

【0028】

予約申込プログラム 64 は、予約申込サイト 3 の外部記憶装置 32 に格納されており、制御部 31 により読み出されて実行される。

予約申込プログラム 64 は、商品の供給を受ける契約の予約を予約受付サイト 2 に要求し、識別符号 71 を送る。そして、該予約の要求の結果を示す情報を、予約受付サイト 2 より取得して、外部記憶装置 32 に記憶させる。

40

【0029】

予約内容照会プログラム 65a は、決済サイト 4 により実行され、予約内容照会プログラム 65b は、コンピュータ 11 により実行される。

予約内容照会プログラム 65a は、予約内容リスト 74 に格納された予約内容コード 73 と、入力された予約内容コード 73 とを照合し、両者が一致するか否かを表す情報を外部に出力する。該情報を外部に出力する手法は任意であり、例えば、該情報を示す画像を表示してもよい。

予約内容照会プログラム 65b は、識別符号 71 が、予約内容照会プログラム 65a の制

50

御の下にある決済サイト4からコンピュータ11に送られると、その識別符号71を含むレコードを、識別符号リスト72から消去する。

【0030】

なお、ネットワーク接続プログラム61a~61c、予約管理プログラム62、予約受付プログラム63及び予約申込プログラム64、予約内容照会プログラム65a、65bは、後述する処理に係わらず、外部から実行終了の指示があったとき、該指示に従い、実行を終了する。

【0031】

識別符号71は、予約受付サイト2に、商品の供給を受ける契約の締結を請求する権利、すなわち予約権の証拠として機能する符号であり、予約管理サイト1の運営主体等によつて、予め生成される。そして、例えば、書籍、雑誌等に印刷される等の形態で記録され、上述の予約権と一体のものとして譲渡等される。

10

そして、予約権が行使された結果として締結された契約が履行されると、後述する処理により識別符号71は消滅する。

【0032】

識別符号リスト72は、過去に発行された識別符号71のうち、消滅していないもののリストであり、また、各識別符号71が過去に予約権の行使のために使用されたか否かを表す。識別符号リスト72は、予約管理サイト1の外部記憶装置12に記憶される。

識別符号リスト72は複数のレコードからなり、各レコードには、識別符号71が格納される。また、過去に予約権の行使のために用いられた識別符号71を含むレコードには、その識別符号71が行使されたことを示す情報が含まれる。

20

【0033】

予約内容コード73は、予約管理サイト1により許可され、予約受付サイト2と予約申込サイト3との間で締結された予約の内容を表す符号であり、予約受付プログラム63により発生される。

予約内容コード73は、予約権を行使した者、商品を供給する者、供給されるべき商品及びその他予約の内容に関する情報(予約条件)が所定の手法を用いて結合及び暗号化されたものを含むものであり、また、予約内容コード73自体も、互いに異なる符号である。

【0034】

なお、予約条件の項目や内容は任意であり、例えば、予約権を行使した者、商品を供給する者、供給されるべき商品の他、予約を特定する整理記号、予約対象の商品の数量、予約の履行期限、決済の手法、商品の引渡地、商品の受取人(予約の申込をした当事者に限られない)、その他の特約等を含んでいてもよい。

30

【0035】

また、予約権を行使した者、商品を供給する者及び商品の受取人等が、後述する処理において識別符号71を送信した予約申込サイト3のアドレスによって特定できる場合は、これらの者を示す情報として、識別符号71を送信した予約申込サイト3のアドレスを含んでいてもよい。

【0036】

予約内容リスト74は、現在有効に締結されているすべての予約の内容の情報を含むリストであり、決済サイト4に記憶され、予約の有効性の判別に用いられる。

40

予約内容リスト74は、複数のレコードからなり、各レコードには、識別符号71と、予約内容コード73とが格納されている。

【0037】

次に、この取引予約システムの動作を、図3~図6を参照して説明する。

図3は、予約管理プログラム62の前半の処理を示すフローチャートである。

図4は、予約受付プログラム63の処理及び予約管理プログラム62の後半の処理を示すフローチャートである。

図5は、予約申込プログラム64の処理を示すフローチャートである。

図6(a)は、予約内容照会プログラム65aの処理を示すフローチャートである。

50

図6(b)は、予約内容照会プログラム65bの処理を示すフローチャートである。

【0038】

(予約締結の処理)

以下では、予約締結の処理、すなわち、予約申込サイト3が予約を申し込み、予約受付サイト2がこの申込を承諾して、予約を締結する処理を説明する。

【0039】

予約管理サイト1において、コンピュータ11が起動されると、ネットワーク接続プログラム61aを起動して、自らをネットワーク5に接続する。そして、コンピュータ11は、図3に示す予約管理プログラム62を起動する。

予約管理プログラム62が起動されると、コンピュータ11は、他のサイトとの接続が確立されたか否かを判別する(S101)。

確立されていないと判別されると、コンピュータ11はステップS101の処理を繰り返し、確立されたと判別されると、後述のステップS102以下に処理を移す。

【0040】

一方、予約受付サイト2において、コンピュータ21が起動されると、コンピュータ21は、ネットワーク接続プログラム61bを起動して、自らをネットワーク5に接続する。

次いで、コンピュータ21は、図4に示す予約受付プログラム63を起動する。

予約受付プログラム63が起動されると、コンピュータ21は、他のサイトとの接続が確立されたか否かを判別する(S201)。

確立されていないと判別されると、コンピュータ21はステップS201の処理を繰り返し、確立されたと判別されると、後述のステップS202以下に処理を移す。

【0041】

また、予約申込サイト3において、制御部31が外部よりネットワーク接続の指示を受けると、制御部31はネットワーク接続プログラム61cを起動して自らをネットワーク5に接続し、次いで、予約申込プログラム64を起動する。そして制御部31は、図5に示す処理を開始する。

【0042】

制御部31が図5に示す処理を開始すると、制御部31は、操作者が入力装置35を用いて、操作者の名及び所定のパスワードを入力するのを待機する(S301)。そして、操作者の名及びパスワードが入力されると、入力された名の操作者が予約申込サイト3の操作を許されており、且つ、入力されたパスワードが、その操作者に対応付けられているものであるか否かを判別する(S302)。

【0043】

判別の結果、入力された名の操作者が操作者が予約申込サイト3の操作を許されていないか、又は、入力されたパスワードが、その操作者に対応付けられていないと判別された場合、制御部31は、処理をS301に戻す。

入力された名の操作者が予約申込サイト3の操作を許されており、且つ、入力されたパスワードが、その操作者に対応付けられている場合、制御部31は、ネットワーク接続プログラム61cの処理に従い、予約受付サイト2のコンピュータ21に接続要求を発する(S303)。

【0044】

一方、接続要求を受け取ったコンピュータ21は、ステップS202において、相手方との接続を確立し、接続を確認する信号を相手方に送る。

そして、コンピュータ21は、予約受付サイト2において予約可能な商品を説明する画像と、識別符号71の送信を促す画像を、制御部31に送る(S203)。

【0045】

制御部31は、接続要求を発した後、接続を確認する信号を受け取ると、予約管理サイト1から送られる情報の受信を開始する。そして、商品を説明する画像の情報と、識別符号71の送信を要求する画像の情報とを受け取ると、これらの情報が表す画像を表示装置34に表示させる(S304)。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 6 】

画像が表示されると、制御部 3 1 は、入力装置 3 5 を用いた識別符号 7 1 の入力を受け付け、入力が完了したか否かを判別する (S 3 0 5) 。

完了していないと判別されると、ステップ S 3 0 5 の処理を繰り返す。完了したと判別されると、制御部 3 1 は、入力された識別符号 7 1 を、コンピュータ 2 1 に送る (S 3 0 6) 。

【 0 0 4 7 】

コンピュータ 2 1 は、識別符号 7 1 を受信すると、予約する商品の選択を促す画像を、制御部 3 1 に送る (S 2 0 4) 。

制御部 3 1 は、予約管理サイト 1 から送られる情報を受信し、商品の選択を促す画像の情報を受け取ると、これらの情報が表す画像を表示装置 3 4 に表示させる (S 3 0 7) 。

【 0 0 4 8 】

画像が表示されると、制御部 3 1 は、商品を選択する指示が入力装置 3 5 を用いて入力されるのを受け付け、入力が完了したか否かを判別する (S 3 0 8) 。

完了していないと判別されると、ステップ S 3 0 8 の処理を繰り返す。完了したと判別されると、制御部 3 1 は、選択された予約対象の商品を表す情報を生成し、コンピュータ 2 1 に送る (S 3 0 9) 。

コンピュータ 2 1 は、識別符号 7 1 及び予約対象の商品の情報を受け取ると、識別符号 7 1 及び予約対象の商品の情報を外部記憶装置 2 2 に記憶する (S 2 0 5) 。

【 0 0 4 9 】

次に、コンピュータ 2 1 は、ネットワーク接続プログラム 6 1 b の処理に従い、予約管理サイト 1 のコンピュータ 1 1 に接続要求を発する (S 2 0 6) 。

接続要求を受け取ったコンピュータ 1 1 は、ステップ S 1 0 2 において、コンピュータ 2 1 との接続を確立し、接続を確認する信号をコンピュータ 2 1 に送る。そして、コンピュータ 2 1 に、識別符号 7 1 及び識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスの入力を要求する (S 1 0 3) 。

【 0 0 5 0 】

コンピュータ 2 1 は、接続要求を発した後、接続を確認する信号と、識別符号 7 1 及び識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスの入力を要求する信号とを受け取ると、識別符号 7 1 及び識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスをコンピュータ 1 1 に送る (S 2 0 7) 。

識別符号 7 1 及び識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスを入力したコンピュータ 1 1 は、入力した識別符号 7 1 をキーとして識別符号リスト 7 2 を検索し、識別符号 7 1 が有効であるか否かを判別する (S 1 0 4) 。すなわち、その識別符号 7 1 と同一の符号を含むレコードが識別符号リスト 7 2 に存在し、且つその識別符号 7 1 が過去に行使されたか否かを判別する。

【 0 0 5 1 】

そして、該当するレコードがあり、且つ過去に該識別符号 7 1 が行使されていないと判別されると、コンピュータ 1 1 は、そのレコードに、該識別符号 7 1 が行使されたことを示す情報を格納する。そして、コンピュータ 2 1 に、識別符号 7 1 が有効であることを示す通知と、コンピュータ 2 1 との接続を終了する通知とを送り、ステップ S 1 0 7 へ処理を移す (S 1 0 5) 。

該当するレコードがないと判別されると、コンピュータ 1 1 は、コンピュータ 2 1 に、識別符号 7 1 が無効であることを示す通知と、コンピュータ 2 1 との接続を終了する通知とを送り (S 1 0 6) 、接続を終了する (S 1 0 7) 。

【 0 0 5 2 】

コンピュータ 2 1 は、ステップ S 1 0 4 の判別結果を示す通知をコンピュータ 1 1 より受信すると、その通知より、識別符号 7 1 が有効であるか否かを判別する (S 2 0 8) 。

ステップ S 2 0 8 において、識別符号 7 1 が有効であると判別されたとき、コンピュータ 2 1 は、処理をステップ S 2 1 0 に移す。無効であると判別されたときは、識別符号 7 1

10

20

30

40

50

が無効な符号であることを示す通知を制御部 3 1 に送り、処理をステップ S 2 0 3 に戻す (S 2 0 9)。

【 0 0 5 3 】

ステップ S 2 1 0 において、コンピュータ 2 1 は、申し込まれた予約についての予約条件を上述の所定の手法により決定する。そして、決定した予約条件を表す予約内容コード 7 3 を生成して予約申込サイト 3 の制御部 3 1 に送り、また、予約管理サイト 1 に接続して当該予約内容コード 7 3 をコンピュータ 1 1 に送る (ステップ S 2 1 1)。

【 0 0 5 4 】

なお、上述の通り、予約権を行使した者、商品を供給する者及び商品の受取人等が、後述する処理において識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスによって特定できる場合は、これらの者を示す情報として、識別符号 7 1 を送信した予約申込サイト 3 のアドレスを含んでいてもよい。

10

また、コンピュータ 2 1 は、予約条件を決定するため、更に予約申込サイト 3 より情報を入力してもよい。

【 0 0 5 5 】

制御部 3 1 は、コンピュータ 2 1 より情報を受け取ると、その情報が、ステップ S 2 0 9 で送られた、識別符号 7 1 の無効の通知であるか否かを判別する (S 3 1 0)。

無効の通知であると判別されると、制御部 3 1 は処理を S 3 0 4 に戻す。無効の通知でないと判別すると、制御部 3 1 はコンピュータ 2 1 より予約内容コード 7 3 を受け取る。そして、この予約内容コード 7 3 を復号化し、予約条件の内容を表す画像を表示装置 3 4 に表示させる (S 3 1 1)。次いで、制御部 3 1 は、予約を確認する入力が入力装置 3 5 を用いてなされるのを受け付け、入力が完了したか否かを判別する (S 3 1 2)。

20

完了していないと判別されると、ステップ S 3 1 2 の処理を繰り返す。完了したと判別されると、制御部 3 1 は、予約の確認を表す信号をコンピュータ 2 1 に送る (S 3 1 3)。

【 0 0 5 6 】

コンピュータ 2 1 は、予約の確認を表す信号を受信すると、制御部 3 1 に、予約の完了を示す通知と、接続を終了する通知とを送り、制御部 3 1 との接続を終了する (S 2 1 2)。

予約の完了を示す通知を入力した制御部 3 1 は、予約申込プログラム 6 4 の処理を終了する。

30

【 0 0 5 7 】

一方、予約管理サイト 1 のコンピュータ 1 1 は、ネットワーク接続プログラム 6 1 b の処理に従い、決済サイト 4 に接続要求を発する (S 2 1 3)。接続要求を受け取った決済サイト 4 は、コンピュータ 1 1 との接続を確立し、接続を確認する信号をコンピュータ 1 1 に送る。

【 0 0 5 8 】

コンピュータ 1 1 は、接続要求を発した後、接続を確認する信号を受け取ると、ステップ S 3 0 5 で予約申込サイト 3 に入力された識別符号 7 1 と、ステップ S 2 1 0 で生成された予約内容コード 7 3 とを決済サイト 4 に送り (S 2 1 4)、決済サイト 4 との接続を終了して (S 2 1 5)、予約管理プログラム 6 2 を終了する。

40

決済サイト 4 は、入力した識別符号 7 1 及び予約内容コード 7 3 を、予約内容リスト 7 4 の同一のレコードに格納する。

【 0 0 5 9 】

その後、例えば、商品の受取人等が予約を履行させる等の目的で、外部より入力部を用いて決済サイト 4 に予約内容コード 7 3 を入力すると、決済サイト 4 は、図 6 (a) に示す予約内容照会プログラム 6 5 a を起動する。

【 0 0 6 0 】

そして、予約内容照会プログラム 6 5 a の処理を開始すると、まず、予約内容リスト 7 4 に格納された各予約内容コード 7 3 と、入力された予約内容コード 7 3 とを照合し、一致するものがあるか否かを判別する (S 4 0 1)。

50

【 0 0 6 1 】

一致するものがない（すなわち、予約の履行が認められない）と判別されたとき、決済サイト4は、予約の履行が認められないことを表す情報を外部に出力して（例えば、該情報を表示する）（S402）、予約内容照会プログラム65aの処理を終了する。

【 0 0 6 2 】

一致するものがある（すなわち、予約の履行が認められる）と判別されたときは、予約の履行が認められることを表す情報を外部に出力し（S403）、予約管理サイト1に接続する。

そして、予約内容リスト74のうち、入力部を用いて入力された予約内容コード73と一致する予約内容コードを含むレコードに格納されている識別符号71を特定し（S404）、予約管理サイト1に接続して、コンピュータ11に該識別符号71を送る（S405）。そして、ステップS404で識別符号71が特定されたレコードの記録内容を消去し（S406）、予約内容照会プログラム65aを終了する。

10

【 0 0 6 3 】

識別符号71を入力した予約管理サイト1のコンピュータ11は、図6（b）に示す予約内容照会プログラム65bの処理を開始する。

処理が始まると、コンピュータ11は、識別符号リスト72のうち、入力した識別符号71を格納するレコードを消去する（S501）。これにより、該識別符号71は消滅する。

【 0 0 6 4 】

該レコードが消去されると、コンピュータ11は、決済サイト4との接続を終了し（S502）、予約内容照会プログラム65bの処理を終了する。

決済サイト4は、予約管理サイト1との接続が終了すると、予約内容照会プログラム65aの処理を終了する。

20

【 0 0 6 5 】

そして、決済サイト4の操作者等は、商品の受取人等として予約内容コード73から特定される者に商品を給付する等して、契約を履行する。

決済サイト4において商品の供給を直接行うことができる場合、予約内容照会プログラム65aは、単に該商品の供給の予約を受け付けるだけでなく、該商品の供給を行う処理を含んでもよい。

例えば、供給する商品がシェアウェアであるとき、決済サイト4は、予約内容照会プログラム65aの処理に従って、該シェアウェアを、予約内容コード73の内容から特定される受取人に対応付けられた予約申込サイト3にダウンロードしてもよい。

30

【 0 0 6 6 】

なお、予約管理サイト1と予約受付サイト2とは共通のコンピュータ及び外部記憶装置から構成されてもよい。

また、予約管理プログラム62と予約受付プログラム63とは別個のプログラムである必要はなく、識別符号71及び商品の選択の情報がコンピュータ21又は11に入力された後、引き続いて識別符号71が有効であるか否かの判別が行われてもよい。

【 0 0 6 7 】

また、予約申込サイト3は、特定の操作者に対応付けられている必要はなく、例えば、予約申込サイト3がネットワーク5にアクセスする際、ネットワークが、パスワード入力等の任意の手法によって予約申込サイト3の操作者を特定するようにしてもよい。

この場合、上述の予約申込サイト3のアドレスに代えて、ネットワーク5上における操作者のアドレスを用いるようにしてもよい。例えば、ネットワーク5がインターネットである場合は、該操作者のアドレスとして、インターネット上における該操作者のアドレスを用いてもよい。

40

【 0 0 6 8 】

また、予約管理プログラム62、予約受付プログラム63、予約申込プログラム64、予約内容照会プログラム65a及び65bにより実行される処理は、図3～図6に示したも

50

のに限られない。

【 0 0 6 9 】

例えば、予約管理プログラム 6 2 の処理に従ってコンピュータ 1 1 が制御部 3 1 に送る情報、及び、予約受付プログラム 6 3 の処理に従ってコンピュータ 2 1 が制御部 3 1 に送る情報は、いずれも、ハイパーテキスト形式の情報を含んでいてもよい。

予約申込サイト 3 に送られる情報がハイパーテキスト形式の情報を含むとき、予約申込プログラム 6 4 と、予約内証照会プログラム 6 5 a 及び 6 5 b とは、ハイパーテキスト閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）であってもよい。

【 0 0 7 0 】

この場合、予約管理サイト 1 及び予約受付サイト 2 のコンピュータは、予約申込サイト 3 における入力を要求するとき、その旨を示すハイパーテキスト形式の情報を予約申込サイト 3 に送る。

10

【 0 0 7 1 】

ハイパーテキスト形式の情報を入力したとき、制御部 3 1 は、例えば、ブラウザの処理に従って、コンピュータ 1 1、2 1 より入力したハイパーテキスト形式の画像を表示し、カーソル及びマウスポインタの移動と、カーソル位置への文字列の入力と、マウスのクリックによる信号入力を受け付ける。

そして、入力された文字列と、該文字列入力時のカーソルの画像上での位置と、マウスがクリックされた時のマウスポインタの画像上での位置と、表示装置 3 4 が現在表示している画像のスクロール状態を表す情報とを、表示装置 3 4 に現在表示されているハイパー

20

【 0 0 7 2 】

予約管理サイト 1 及び予約受付サイト 2 のコンピュータ 1 1 及び 2 1 は、ブラウザの上述の処理に従って制御部 3 1 より出力される各情報を解析することにより、識別符号 7 1、商品の選択の情報及びその他の情報を取得する。

そして、予約管理サイト 1 のコンピュータ 1 1 は、識別符号 7 1 が有効であるか否かの判別及び判別結果の予約受付サイト 2 への通知、商品購入の予約の受け付け、予約内容コード 7 3 の生成及び予約受付サイト 2 への出力の処理を行う。

【 0 0 7 3 】

予約管理サイト 1 及び予約受付サイト 2 のコンピュータ 1 1 及び 2 1 が送るハイパーテキストには、他の予約管理サイト 1 及び予約受付サイト 2 へのリンクが設定してあってもよい。

30

そして、該リンクが設定されているときは、該リンクの設定箇所にマウスポインタが移動されマウスがクリックされることにより、予約申込サイト 3 と、リンクされている予約管理サイト 1 又は予約受付サイト 2 との接続がなされ、予約が開始されるようにしてもよい。

【 0 0 7 4 】

また、予約受付サイト 2 及び予約申込サイト 3 の数は、それぞれ 1 個ずつである必要はなく、任意である。

例えば、ネットワーク 5 がインターネットであり、ネットワーク 5 に接続されているコンピュータがウェブサーバの機能を有しているときは、該コンピュータの制御の下に複数のホームページを設け、各ホームページにより予約受付サイト 2 を構成してもよい。

40

【 0 0 7 5 】

また、識別符号 7 1 を入力する予約申込サイト 3 と、該入力の結果、予約管理プログラム 6 2 により発生された予約内容コード 7 3 を受け取る予約申込サイト 3 は、同一のものである必要はなく、また、予約申込プログラム 6 4 を実行しない予約申込サイト 3 が存在してもよい。予約申込プログラム 6 4 を実行しない予約申込サイト 3 は、アノニマスなノードであってもよい。

【 0 0 7 6 】

また、識別符号 7 1 を流通させる媒体はスクラッチペーパーである必要はなく、例えば、

50

識別符号 71 は、出版物等に印刷されていてもよい。また、識別符号 71 は、フロッピディスク、CD-ROM その他の不揮発性記録媒体に記録されて頒布されてもよい。そして、予約申込サイト 3 は更に、フロッピディスクドライブ、CD-ROM ドライブ等を備えて、識別符号 71 を読み取るようにしてもよい。

【0077】

また、予約管理サイト 1 は、識別符号 71 が有効であるとする判別を重複して行わない限り、1 個である必要はなく、複数存在してもよい。具体的には、例えば、複数の予約管理サイト 1 が記憶する識別符号リスト 72 が、同一の識別符号 71 を含まないようにすればよい。

【0078】

また、予約内容リスト 74 に含まれる情報は、予約内容リスト 74 に格納された後に、各々が含む情報の内容に基づいてさらに変更、消去等されてもよい。

例えば、各予約内容コード 73 に、予約履行の期限の情報が含まれているときは、決済サイト 4 が現在の日付をタイマ等を用いて参照し、参照の結果得られた現在の日付が予約履行の期限を過ぎているときは、決済サイト 4 が、当該予約内容コード 73 を含むレコードの情報を削除してもよい。

【0079】

以上、この発明の実施の形態を説明したが、この発明の取引予約システムは、専用のシステムによらず、通常のコンピュータシステムを用いて実現可能である。例えば、パーソナルコンピュータに上述の動作を実行するためのプログラムを格納した媒体（フロッピディスク、CD-ROM 等）から該プログラムをインストールすることにより、上述の処理を実行する取引予約システムを構成することができる。

【0080】

また、コンピュータにプログラムを供給するための媒体は、通信媒体（通信回線、通信ネットワーク、通信システムのように、一時的且つ流動的にプログラムを保持する媒体）でも良い。例えば、通信ネットワークの掲示板（BBS）に該プログラムを掲示し、これをネットワークを介して配信してもよい。

そして、このプログラムを起動し、OS の制御下に、他のアプリケーションプログラムと同様に実行することにより、上述の処理を実行することができる。

【0081】

【発明の効果】

以上説明したように、この発明によれば、代金等を支払うべき者を特定する情報を知った第三者等が商品等の給付を不正に受けることが防止され、また、代金等を支払うべき者の匿名性が保たれる取引予約システム、及び、そのような取引予約システムを実現するためのプログラムを記録した記録媒体が実現される。

【図面の簡単な説明】

【図 1】この発明の実施の形態にかかる取引予約システムの基本構成を示すブロック図である。

【図 2】この発明の実施の形態にかかる取引予約システムの論理的構成を示すブロック図である。

【図 3】予約管理プログラムの前半の処理を示すフローチャートである。

【図 4】予約受付プログラムの処理及び予約管理プログラムの後半の処理を示すフローチャートである。

【図 5】予約申込プログラムの処理を示すフローチャートである。

【図 6】(a)、(b) は、予約内容照会プログラムの処理を示すフローチャートである。

【符号の説明】

1	予約管理サイト
1 1	コンピュータ
1 2	外部記憶装置

10

20

30

40

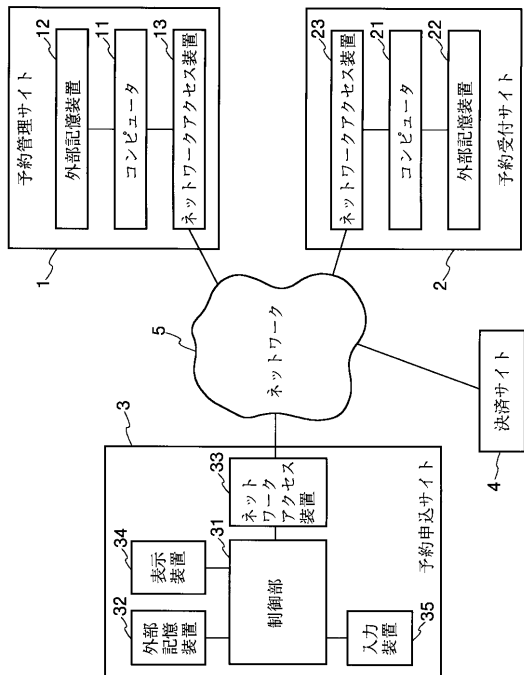
50

- 1 3 ネットワークアクセス装置
- 2 予約受付サイト
- 2 1 コンピュータ
- 2 2 外部記憶装置
- 2 3 ネットワークアクセス装置
- 3 予約申込サイト
- 3 1 制御部
- 3 2 外部記憶装置
- 3 3 ネットワークアクセス装置
- 3 4 表示装置
- 3 5 入力装置
- 4 決済サイト
- 5 ネットワーク
- 6 1 a ~ 6 1 c ネットワーク接続プログラム
- 6 2 予約管理プログラム
- 6 3 予約受付プログラム
- 6 4 予約申込プログラム
- 6 5 a、6 5 b 予約内容照会プログラム
- 7 1 識別符号
- 7 2 識別符号リスト
- 7 3 予約内容コード
- 7 4 予約内容リスト

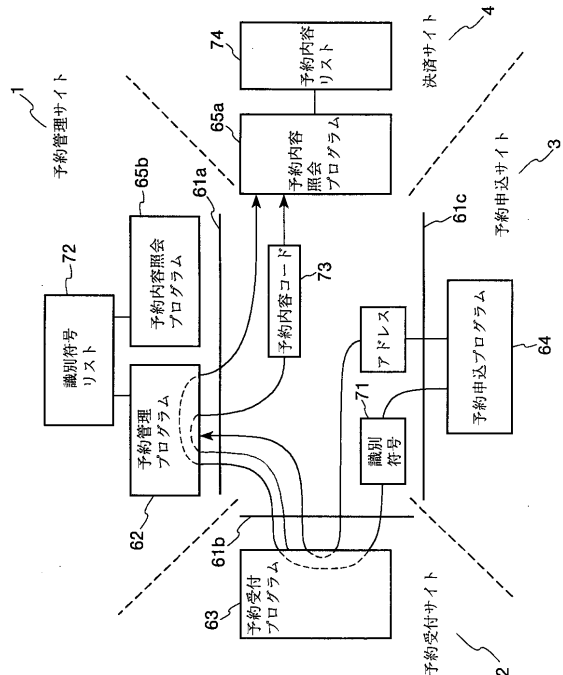
10

20

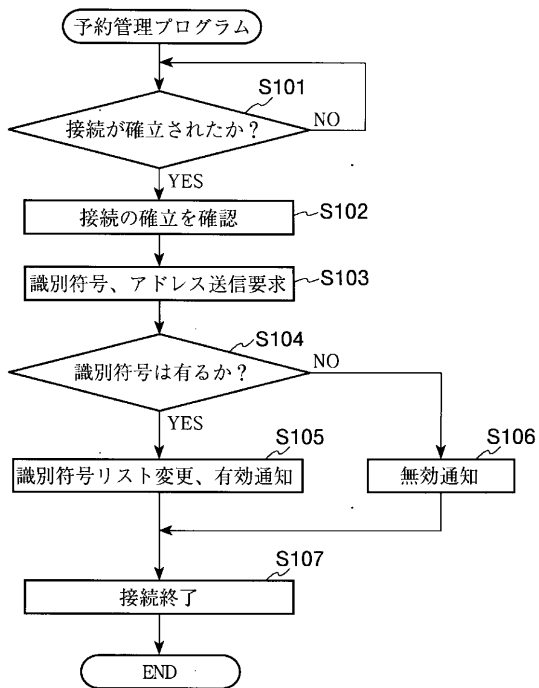
【 図 1 】



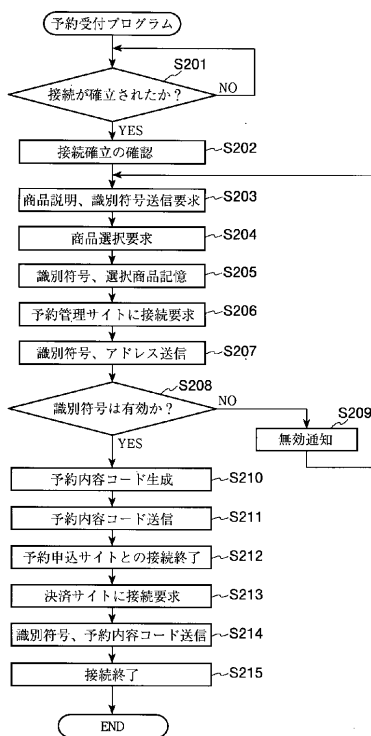
【 図 2 】



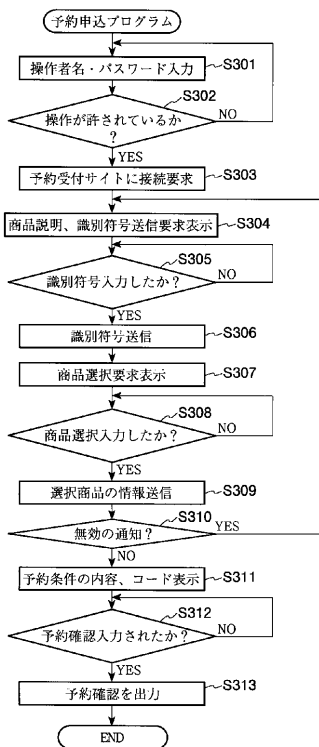
【 図 3 】



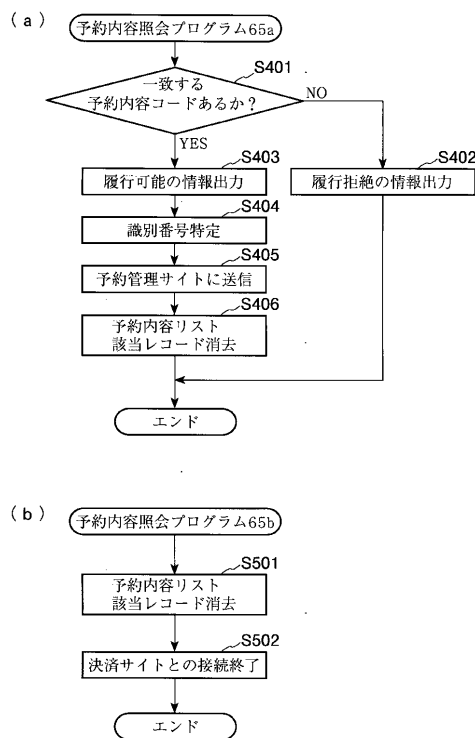
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

(72)発明者 高津 祐一

東京都品川区上大崎二丁目24番9号 株式会社アスキーサムシンググッド内

(72)発明者 山 崎 均

東京都品川区上大崎二丁目24番9号 株式会社アスキーサムシンググッド内

審査官 山下 達也

(56)参考文献 特開平2-306369(JP,A)

特開昭60-204073(JP,A)

特開平7-78274(JP,A)

特開平8-111679(JP,A)

特開平3-142665(JP,A)

特開平6-28381(JP,A)

特開平10-283424(JP,A)

大森基司, ユーザのプライバシー保護を考慮した通信販売システム, 電子情報通信学会技術研究報告, 日本, 社団法人電子情報通信学会, 1994年10月20日, 第94巻 第295号, 25~32

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

G06F 17/60